モノレール技士認定規約

平成 24 年 4 月 1 日改訂

モノレール工業協会

＜会員 10 社＞

池田鉄工所・光永産業㈱・重松工業㈱・ちぐさ技研工業㈱
モノレール鋼機㈲・㈱ニッカリ・米山工業㈱・㈱エルタ
㈱正富・飯田ユニパー㈱

平成２４年４月１日

モノレール技士認定規約

モノレール工業協会

１．（目的）

モノレール工業協会（以下、協会）に所属し、モノレールを製造するメーカー（以下、協会会員）が、モノレールの販売及びレンタルしたモノレールの取扱いについて、使用者及び協会会員、販売店、レンタル業者でモノレール事業に携わるもの（以下、関係者）の安全意識の向上のために設けることを目的とする。

２．（資格取得対象者）

モノレールの構造、取扱いについて熟知し、施工・メンテナンス・安全指導等を関係者に十分理解していただける説明ができ、協会会員がその取扱いを認めた者である。協会会員はモノレールの取扱いを周知徹底するため、協会が発行する資料（モノレール技士安全管理要綱）等を中心に必要に応じて講習を行い、認定を受ける者はこれに参加しなければならない。また、モノレール使用者は取扱主任者講習を受講しなければならない。

３．（資格制度）

（1） １級技士

協会の資料に基づき、協会が説明を行い、協会作成の筆記試験を実施後、合格者に交付するが、協会の技士認定委員会の承認を得るものとする。尚、受験資格は、協会会員で開発・製作・販売・施工・メンテナンス等に携わり、５年以上の経験を有し、かつ２級技士取得者とする。
また協会会員以外の者は、７年以上の実務経験があり、２級技士取得後６年以上経過して、かつ協会会員が推薦した関係者とする。

＊モノレール工業協会技士認定委員会とは、モノレール工業協会の会長・副会長・技術委員長・副委員長で構成される技士認定機関である。

（2） ２級技士・３級技士（３級技士は右頁☆１の注意事項参照）

協会と協会会員の資料に基づき、協会会員が技術講習及び筆記試験を行い、協会が合格者に交付する。尚、受験資格として、販売・施工・メンテナンス等モノレールサービス事業に対して１年以上の経験を有するものとする。尚、機種は限定とする。

（3） モノレール取扱主任者

モノレールの取扱責任者や使用者にモノレール技士が講習した後、協会会員が交付する。交付証は、協会会員統一として協会名と協会会員名の連名とする。尚、機種は限定する。

＊(1)、(2)、(3)は、各地域の消防署で行っている救命講習を修了していることが望ましい。

４．（技士取得手続）

（1） 協会会員の取引会社は、取引協会会員へ申込書に写真３枚を添付して該当技士を申込む。

（2） 推薦を受けた協会会員は「協会用申請書」（３枚綴り）に必要事項を記入の上、(控)に写真を貼付けて残し、(正)は写真を貼付けて(副)と残りの写真１枚と一緒に協会事務局へ送付する。

（3） 合格者に対して協会事務局は、認定証を作成した後、申請書(正)を保管する。申請書(副)は、認定証と一緒に協会会員へ送付する。

（4） 協会会員は、申請書(控)と照合の上、取引会社に申請書(副)及び認定証を送付する。

（5） 取引会社は、協会の申請書(副)を保管し、認定証を各技士に配布する。

５．（費用）　　（１名に付）

	１級	２級	３級	取扱主任者
①新規申請費用	◎4,000 円	◎3,000 円	◎3,000 円	3,000 円
②資料代	◎4,000 円	5,000～7,000 円	3,000～5,000 円	2,000 円
③更新申請費用	◎4,000 円	◎3,000 円	◎3,000 円	
④講師費用		35,000 円	35,000 円	35,000 円
⑤教育講習費用	◎3,000 円	◎3,000 円	◎3,000 円	3,000 円

＊１ ④は、１回講習（１日まで）の基本日当とする。(35,000 円/日)

＊２ 出張講習の経費は、実費（各社出張旅費規定）とする。

＊３ ＊１，２は消費税別で、①②③⑤は消費税込とする。

＊４ ①・③の◎費用の内 1 級は 3,000 円、2 級・3 級は 2,000 円を協会へ支払う。また、②の◎費用の全額と、⑤の◎費用の内 1,000 円は協会へ支払う。

＊５ 更新の場合は③を申請窓口に支払い、講習資料等が必要な場合の費用は別途とする。

＊６ ３級は、１級・２級・取扱主任者に属さず、モノレール施工が必要な会社に対して認定する。

＊７ 取扱主任者の更新は免除とする。(平成 23 年 4 月 1 日以降、取得・更新した者を対象とする。)
平成 23 年 4 月 1 日以前に取得した者は次回更新時に窓口へ 2,000 円の費用を支払い、更新した以後の更新は免除とする。取扱主任者は定期的に教育講習を受けることが望ましい。

６．（講習内容）〔必須項目〕

(1) モノレール技士認定規約 (2) モノレール技士安全管理要綱
(3) モノレール事故例（ヒヤリハット集）(4) 機械分解組立（技術テキスト･整備基準書･点検記録簿等）
(5) 施工基準書 (6) 安全取扱説明書（牽引車･乗用台車・荷物台車等）
(7) 乗用モノレール販売における乗車注意事項基準書他
(8) モノレール工業協会１級技士認定関連テキストと問題集他（１級技士受験資格者に配布のみ）

＊ (1) ～ (7) は、２級技士講習内容で、(1) ～ (3) は共通項目であり、(4) ～ (7) は協会会員の講習によって資料が異なる。また、取扱主任者講習内容は(1)、(3)、(6) が必須項目である。

７．（技士の任務）

(1) モノレールの引渡し時に、その安全使用についての注意事項を使用者が、納得理解するまで十分説明しなければならない。
(2) モノレール技士は、点検表に基づいて始業点検と定期点検を行い、その記録を保管する。
(3) モノレール技士は、事故発生時に迅速かつ適確な対応を遂行すると共に、協会事務局へ事故状況の報告をしなければならない。

８．（技士の講習資格）

(1) １級技士（協会会員）は、２級３級技士講習と取扱主任者講習を行うことができる。
(2) １級技士（協会会員以外）は、３級技士講習と取扱主任者講習を行うことができる。
(3) ２級技士は、機種限定の資格内での３級技士講習と取扱主任者講習を行うことができる。
(4) ３級技士は、機種限定の資格内において取扱主任者講習を行うことができる。☆１
(5) 取扱主任者は、機種限定の資格内において他の作業員の指導をすることができる。

☆１の３級技士は、モノレールを副業とする、自社で資材を保有し、自社で設置・使用する会社に属する者で、その他は２級技士の資格制度に基づく。

９．（技士の教育義務）

(1) 技士（協会会員）は、常に自己研鑽を行い、技術力と資質の向上を図らなければならない。
(2) 技士（協会会員以外）は、認定証の更新時期までに協会会員の教育講習（有料）を受講しなければならない。
(3) 取扱主任者は、機種限定の資格内において、技士の教育講習（有料）を受講することが望ましい。
(4) モノレール技士認定店に所属する技士は、５年に１回以上の協会会員の教育講習（有料）を受講しなければならない。

１０．（モノレール技士認定店制度）

１級技士 1 名以上を正規従業員（経営者含む）として雇用し、且つ２級技士１名以上を雇用して、モノレール事業に携わる販売店及びレンタル業者で、取扱会員の推薦を受け協会が承認した会社をモノレール技士認定店とし、認定店に対して認定証を交付する。
また、モノレール技士認定店は、５年に１回以上の協会会員の教育講習（有料）を受講しなければならない。
尚、認定店は協会が認定したお店である。

＊認定料金･･･２０，０００円/１枚（消費税込, 送料別）　・但し、30 枚一括発注の場合。

１１．（有効期間及び資格の喪失）

(1) １級技士、２級技士、３級技士の有効期間は、認定日より向う５ヶ年とする。また、取扱主任者の有効期限は無期限とする。
尚、有効期限を経過した場合、有効期限日から３ヶ月以内の更新手続きは有効とするが、３ヶ月を超えた場合は、資格喪失となる。
(2) 協会の認定した技士が、技士の責任による事故や規則違反を為したとの報告を受けた場合、技術委員会で協議を行い、認定証を取り消すこともある。原則として、技術委員会での２／３以上の賛成で可決とする。
(3) (2) の資格喪失者は、喪失日より向こう３ヵ年は技士取得ができない。また、喪失の３年後に技術委員会の審議にて資格取得認定の承認決定後、取得手続きを行う。
(4) モノレール技士認定店の所属技士が、(2) により資格を喪失した場合、喪失日より向こう１ヵ年以上のモノレール技士認定店の認定は無効となり､その期間は認定証を協会へ返還する｡また、喪失の１年後に技術委員会の審議にて再認定の承認決定後、認定証を再発行する。

１２．（実施）

平成２４年４月１日

１３．（改訂記録）

(1) 平成１２年４月１日　(2) 平成１８年１０月１日　(3) 平成１９年４月１日
(4) 平成２０年４月１日　(5) 平成２１年４月１日　(6) 平成２２年４月１日
(7) 平成２３年４月１日　(8) 平成２４年４月１日

モノレール工業協会事務局　株式会社ニッカリ　モノラック部内　岡山県岡山市中区乙多見 482-1